

書に、御國梅染之儀御尋に付、紺屋共何も詮議仕候へ共、
慥成儀存知申者無之處、大納言利家卿御代より染物御用
被仰付候館紺屋新五与申者、今年七十三歳に罷成、此者に
相尋候處、先年之梅染は栗色にて、色合黒みを好ませ給ふに
依て、黒みを付染するに、一段御意に應じけるに付、其後
は黒梅染と稱し來候由、新五物語仕候。唯今は黒梅染を御
國染と申候。則新五方に利家卿、利長卿、利常卿之御書敷通
有之、則黒梅染の御文言言御座候とあり。
利長卿眞筆寫

くろうめ一たん(見こ)之事は出來候。いま又卅たんあまりもそ
め可申候。きぬをはんでつかはし候べく候。此かみ五そ
く、こんやにとらせ可申候トシ。

十月廿日

は ひ

こ ん 平

九 兵 へ 參

又右尋問の時、外紺屋共連名の答書には、御國染を黒梅染
と申來り、別に梅染と申儀は、存知不申とありて、既に貞
享の頃加賀染は黒梅染所謂兼房染の事となし、黒梅染とい

ふものは如何なる染色なるか、染工共も知らざるやうに成
りたり。是早く染法の絶えたるゆゑなるべし。按ずるに、
加賀梅染とて國産の一品となしたるは、いにしへよりの事
なりけん。蜷川親元日記に、寛正六年七月朔日丙午天晴、
武庫へ賀州白山三位公近帷子五枚染進之。御返事例年也。
又同月卅日乙亥賀州得光信濃入道進上太刀云々、貴殿へ
手綱、腹帶、梅染五具と見ゆ、永正年中殿中申次記に、七月九
日御帷五端梅染例年進上之富樫藤童、梅染御服五例年進
上之富樫次郎。如此認之とあり。さればいにしへの梅染
は絹に限りたるにあらず。又北山鹿苑院法霖和尚の日用三
味記にも、天文九年正月十四日自光里有文、加賀黒梅面
壹惠之、同年卯月四日仲監寺自加賀上洛、梅染一面みや
げなど載せたり。今は俗に御國染と稱し、小松羽二重絹を
兼房染となし、草花などを彩色を加へ紋所となしたり。舊
藩中は幕府進獻物とし、或は進物品とする例なりけり。御
國染と是を呼べるは、舊藩中の唱へにて領國を御國と呼
べるゆゑなり。按ずるに、類聚國史卷七十八に、天長八年
七月乙巳大納言已下侍從已上賜國染絹といふ事見たり。

此の國染といへるものは、如何なる染色なりけん、また如
何なる由縁にて、國染絹と呼べるにや、追考すべし。又加
賀の國染をば黒染となしたるも、いづれの頃より移轉せし
か。狂歌日本風土記に、

春の夜の闇の色なる黒小袖 梅 好
綾とや見らん梅のかゞ染

右は梅染といへども、今の國染は全く黒ぞめて、世にい
ふ兼房染なり。此の染色は吉岡染ともいへりと。雍州府志
に云ふ。西洞院四條吉岡氏始染黒茶色。故謂吉岡染。倭俗
毎事如法行之稱憲法。斯染家吉岡祖。毎事如此。故世稱憲
法染。此人得劔術。是稱吉岡流。而行乎今也。と見ゆ、堀樗
庵の慶安太平記には、由井正雪が父吉岡治右衛門は、尾州
愛智郡中村の百姓也。大阪へ上り天満橋に居住し、染物を
家業とす。殊に上手なれば、太閤の御用を承り益繁昌す。
故に今の世に至る迄吉岡染と云ふ。此治右衛門が染出せし
也。治右衛門が弟を治郎兵衛兼房と云ふ。是も染物を家業
とし、兵法を能く仕ふ。其流世上に秀で兼房流といふ。右
治郎兵衛染出せしを世に兼房染と云とぞ。此の傳説にては

吉岡染と兼房染とは異なるべし。

○黒梅屋橋々香傳話

關屋録に云ふ。先年大がね奉行大場源太夫・富田彌兵衛裁
許の御土藏の封切れ居候時分、不念の趣も有之、其上右土
藏入の金銀不足致し、申譯立がたく兩人共に知行被召放、
一類中へ御預け相成處、四・五年相立、盜賊改奉行加藤十
左衛門より、黒梅橋の橋番人扶持人大工平丞儀、無心元品
有之とて引揚げ遂吟味、家財闕所する處、家の内土中に黄
金小判等過分に埋置有之に付、度々遂吟味ける處、御城
内御土藏のかね盜取候段及白狀、公事場に而生胴の刑に處
せられ、大場・富田兩人共本知居屋敷共如元被下たり。最
前不念の砌處分可被命處、吟味方被入、念候故賊人相知、
兩人之侍無難にて免許被成也。右盜賊平丞は扶持人大工成
ゆゑ、城中の案内も能く存知、御土藏へ忍び入ける時蓮池
堀の高石垣水戸の内へ入て、一日水戸の中にて食事持參相
認め罷在。さて東丸石垣水戸より御土藏へ入、封切り、合鍵
を以て明け、土藏中のかね箱取出し、盜取候よし。右土封
切候て又紙にて封付置たるよし、白狀におよびたりと沙汰